

## 社会福祉法人 木津川市社会福祉協議会 住民参加型助け合いサービス事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、日常生活を営むのに支障のある世帯で、他に公的な福祉サービスの利用等が困難な世帯に対し実施する。また住民の参加と協力により、ボランティア意識を基盤とした住民の助け合いによる福祉サービス供給のシステム化を図り、また在宅福祉の充実と住民の福祉活動への参加意識の向上を目的とする。

### (名称)

第2条 この事業は、「木津川市住民参加型助け合いサービス事業」（以下「本事業」という。）とする。

### (事業の実施主体)

第3条 本事業の実施主体は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会（以下「社協」という。）とする。

### (事業)

第4条 本事業の目的を達成するため、次の活動を行うものとする。

- ① 会員の発掘と養成に関すること
- ② サービスの需給調整と会費等の受払に関すること
- ③ 本事業の啓発に関すること
- ④ その他目的達成に必要な事項に関すること

### (会員)

第5条 この事業は登録会員制で行うこととし、次の区分による。

#### ① 利用会員

木津川市内に居住する者で、何等かの事情によって日常の家庭生活を営むのに支障があり、公的サービスの利用が困難な者。ただし、福祉送迎サービス（福祉有償運送）については、以下の基準を満たす者に限る。

（ア）利用者本人が住民税非課税であり、且つ、要介護1以上の認定又は、身体障害者手帳1・2級の保持者

（イ）京都府特別支援学校医療的ケア安心サポート事業対象者

#### ② 協力会員

木津川市内に居住し、18歳以上で社協助け合いサービス事業に登録する者のうち、本事業に対する理解と熱意を有し、第10条に定める福祉サービスに協力できる者をいう。また福祉送迎サービス（福祉有償運送）においては、概ね73歳未満で、福祉有償運送における運転者の要件を満たした者。

### ③ 賛助会員

本事業の趣旨に賛同し、自発的に資金等を援助する個人並びに法人。

#### (加入申込み)

第6条 会員になろうとする者は、加入申込書により、会長に申し込むものとする。利用会員にあっては、代理申請を行うことができる。

#### (会費)

第7条 会員は、別表1に定める会費（年額）を納入するものとする。なお、会費は、年度途中で退会しても返還しないものとする。

#### (会員証)

第8条 協力会員には、会員証を交付する。

#### (資格の喪失)

第9条 会員は、次に該当する時は、資格を喪失する。

- ① 退会の申し出があったとき
- ② 死亡したとき
- ③ 利用会員が市外に転出したとき
- ④ その他会長が不相当と認めたとき

#### (サービスの内容)

第10条 この事業のサービス（以下「サービス」という）の内容は、概ね次に掲げるとおりとする。

##### [家事援助サービス]

- ① 調理
- ② 衣類の洗濯
- ③ 掃除、整理整頓
- ④ 生活必需品の買物
- ⑤ 産前産後の家事援助
- ⑥ その他必要な家事

##### [簡単な介助サービス]

- ① 食事の介助
- ② 買物の介助
- ③ 通院の介助
- ④ その他必要な介助

##### [福祉送迎サービス]

- ① 役所、学校、その他の公的機関での諸手続き
- ② 病気治療（通院治療、入退院）

- ③ 福祉施設への通所、入退所
- ④ 保健や福祉の事業、会議等に参加するとき
- ⑤ その他、社会生活を営む上で必要であると特に会長が認めたとき

[特殊技能によるサービス]

- ① ヘアークットサービス
- ② その他必要なサービス

2 前項に規定するサービスは、会長が利用会員及び協力会員のニーズに基づき、必要かつ可能と認められる範囲で行うものとし、会長は常にサービスの充実に努めるものとする。

3 活動時間及び活動休止日は次のとおりとする。ただし会長が特別の理由があると認めたときは、この限りではない。

[活動時間]

平日の午前8時45分から午後5時まで

[活動の休止日]

- ① 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ② 年末年始
- ③ 暴風雨警報、並びに凍結、土砂崩れなどにより危険なとき

4 福祉送迎サービスの提供範囲は、福祉有償運送における運送範囲とする。

(サービスの申し込み)

第11条 新規でサービスの提供を受けようとする利用会員は、援助を受けようとする日の10日前までに会長に申し込むものとする。

(サービスの決定)

第12条 会長は、前条の規定によりサービスの申し込みを受けたときは、申し込み内容を調査してその可否を決定し、当該利用会員に連絡するとともに、協力会員にサービスの提供を依頼するものとする。

(サービスの取り消し)

第13条 会長は、サービスを受けている利用会員が、次の各号に該当するときは、サービスの提供を取り消すことができる。

- ① サービスを必要としない旨の申し出があったとき
- ② 第9条に規定する資格の喪失があったとき
- ③ その他、サービスの提供を行うことが不相当と認められるとき

2 会長は、前項の規定によりサービスの提供を取り消そうとするときは、必要に応じて実態調査を行い、速やかに可否を決定し、当該利用会員に通知するものとする。

(費用の負担)

第14条 第12条の規定によりサービスの提供を受けた利用会員は、定められた費用(別表2)を負担しなければならない。ただし、当日キャンセルの場合はキャンセル料(100%)を負担しなければならない。

- 2 前項に規定する費用の納付は、利用会員が事前に社協で発行するサービス利用券を購入し、これに充てるものとする。
- 3 利用会員は、サービスを受けた時間に応じ、必要な枚数のサービス利用券を協力会員に渡さなければならない。
- 4 京都府特別支援学校医療的ケア安心サポート事業の利用会員の費用は、京都府教育委員会が負担する。(当日のキャンセル料を含む)

(費用以外の必要経費)

第15条 利用会員は、前条の費用以外に交通費等に係る必要経費については、これを負担しなければならない。

(譲渡禁止)

第16条 第14条第2項に規定するサービス利用券については、これを他人に譲渡してはならない。

- 2 サービス利用券で不要になったものは、社協において買い戻すものとする。ただし、買い戻しは、サービス利用券発行の日から1年以内とする。

(活動報告)

第17条 協力会員は、第12条の規定によるサービス活動に従事したときは、協力会員活動報告書に利用会員から受けとったサービス利用券を添えて、毎月5日までに社協に提出するものとする。

(協力会員の実費弁償)

第18条 第12条に規定するサービス活動に従事した協力者には、前条の報告書の内容を確認した上で、実費弁償(別表3)を支払うものとする。

- 2 前項に規定する実費弁償は各月の末日をもって締切り、支払いは当該サービスに従事した翌月とする。

(保険への加入)

第19条 本事業において、次の保険に加入するものとする。

- ① 協力会員は、福祉事業者総合補償制度「まごころワイド」に加入する。
- ② 福祉送迎サービス(福祉有償運送)においては、福祉有償運送における損害賠償措置の要件を満たした任意保険・共済に加入する。

(補償)

第20条 市社協は、不測の事故等に備え適切な保険に加入し、利用会員、協力会員の救済に配慮しなければならない。サービス実施中の不測の事故等による補償については、市社協が加入した保険の範囲内とする。

2 次の各号のいずれかに該当する損害に対しては、運転者負担とする。

- ① 道路交通法違反等の刑事責任（罰金）による損害
- ② 故意又は、重過失によって生じた損害

(協力会員の義務)

第21条 協力会員は、次に掲げる義務を負うものとする。

- ① 協力会員は、本事業を通じて知り得た利用会員及びその家族のプライバシーについては、他に漏らしてはならない。
- ② 協力会員は、サービス等の提供中に利用会員に異常や事故が発生したときは、その状況を的確に把握し、事業に応じた処置をとると同時に、社協に連絡しなければならない。
- ③ 協力会員は、サービスに従事するときは必ず会員証を携帯し、利用会員から請求があったときは、これを提示しなければならない。
- ④ 協力会員は、本事業に従事中、宗教・政治団体等への勧誘、物品の斡旋や販売など、サービスに支障となる行為をしてはならない。

(研修)

第22条 会長は、協力会員の意識の向上と技術の習得を図るため、必要に応じて研修を行うものとする。

(事業財源)

第23条 本事業に要する財源は、補助金、会費、負担金等をもって充てる。

(帳簿等の整理)

第24条 会長は、必要な帳簿を備え付け、常に事業の運営状況を明らかにしておくものとする。

(委任)

第25条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この改正要綱は、平成21年6月1日から施行する。

この改正要綱は、平成22年6月1日から施行する。

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この改正要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1

会費（年額）

区 分	金 額
利用会員	1,000円
協力会員	1,000円
賛助会員	1口1,000円

別表2

費用の負担（1人につき1時間当たり）

区 分	金 額	30分ごと
家事支援サービス	700円	400円
介助サービス	700円	400円
福祉送迎サービス 市内	700円	400円
市外	850円	400円
特殊技能によるサービス	1回 1,000円	

\*福祉送迎サービスの範囲については、市内及び市外は境界線より7km以内とする。

別表3

実費弁償（1人につき1時間当たり）

区 分	金 額	30分ごと
家事支援サービス	700円	400円
介助サービス	700円	400円
福祉送迎サービス 市内	700円	400円
市外	850円	400円
特殊技能によるサービス	1回 1,000円	

\*規定の時間(午前8時45分～午後5時)外については、1時間当たり1,000円とする。

\*費用負担及び実費弁償は1時間単位として算定し、1時間を超える場合は30分ずつ加算する。